

第74号議案

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に  
関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成30年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一  
部を改正する条例

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成2  
6年八王子市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) <b><u>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></b> (5)～(9) (略) <b><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></b> 4・5 (略)	(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) <b><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></b> (5)～(9) (略) 4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。